

保護課会計年度職員募集のおしらせ（全職種）

宜野湾市役所保護課（宜野湾市福祉事務所）では、生活保護行政に関する会計年度職員を募集しております。下記内容をご覧いただき、面接に向けたご連絡をお願いいたします。また、別添の「宜野湾市会計年度任用職員申込書」を御提出いただく必要がございます。

お問い合わせ先：宜野湾市役所保護課 電話 098-893-4411 内線 3673 管理係

第1 共通する雇用条件

原則として下記の通りですが、後掲の職種ごとの雇用条件に定めがある場合にはそれによります。

任用期間	原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までですが職種により異なります。 ※詳細は職種ごとの雇用条件をご覧ください。 ※1か月間は条件付き採用期間となります。	
勤務日	週5日（月曜日から金曜日） 休日：土、日、祝祭日、慰靈の日、年末年始 ※詳細は職種ごとの雇用条件をご覧ください。	
勤務場所	宜野湾市役所別館（保護課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年10日）、子の看護休暇（最大年5日）、夏季休暇（最大3日）、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
必須資格	パソコン操作技能。WordとExcelの基本的な機能。	
報酬額	後掲のとおり	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	1. 期末手当：年4.65ヶ月分（6月と12月に支給） ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。 2. 通勤手当：距離に応じて支給	
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2ヶ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 <ul style="list-style-type: none">・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満・報酬の月額が8.8万円以上であること・学生でないこと・2ヶ月を超える任用があること	

	※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・31日以上継続して雇用される見込みのもの ・2カ月を超える任用があること
労災保険	あり
備考	・本事業予算は令和8年3月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。 ・報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。 ・勤務日、勤務時間については相談に応じます。

第2 募集職種ごとの雇用条件

1 ケースワーカー※育休職員代替

募集人数	3名
業務内容	生活保護法に基づくケースワーカー業務全般 ・保護受給者へのケースワーク（電話相談や訪問調査など） ・保護開始に伴う新規調査、生活保護にかかる保護変更などの事務処理 ・担当世帯80世帯程度 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	以下の①、②のいずれか。 ①社会福祉士の有資格者（経験は不問） ②社会福祉主事（生活保護関係業務経験者または福祉関係の相談業務経験者） 普通自動車運転免許（訪問業務は主に公用車で行います）
任用期間	枠1：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。 枠2：令和8年4月1日から令和8年10月9日まで。 枠3：令和8年4月1日から令和8年8月26日まで。 ※勤務開始日はご相談ください。 ※1か月間は条件付き採用期間となります。 ※枠2と3は延長する可能性があります。
勤務時間	週37.5時間（1日7.5時間、8時30分～17時まで）
時給	社会福祉主事 : 1,722円～1,757円 社会福祉士 : 1,781円～1,811円
問合せ先	098-893-4411（内線3651）担当：平安名

2 面接相談員

募集人数	2名
------	----

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護申請の面接相談業務。（法の趣旨、制度説明及び他法他施策の活用に関する助言等） ・面接相談記録及び相談統計整備。 ・その他所属長が必要と認める業務。
必要な資格	<p>以下の①、②のいずれか。</p> <p>①社会福祉士の有資格者（経験は不問）</p> <p>②社会福祉主事（生活保護関係業務経験者または福祉関係の相談業務経験者）</p> <p>普通自動車運転免許</p>
勤務時間	週 30 時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,547円～1,574円
問合せ先	098-893-4411（内線3651）担当：平安名

3 一般事務職（管理係・経理事務）

募集人数	1名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関する経理事務の補助です。 <p>各部署や関係機関とのデータのやりとり、照合、システムへの入力やデータ抽出、問い合わせ対応、郵便事務、その他庶務全般です。</p> <p>Word や Excel による事務作業が大半です。</p> <p>※いわゆるケースワークではなく、経理事務です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	普通自動車運転免許
勤務時間	週 35 時間（8時30分～17時までの間で1日7時間）
時給	1,231円～1,290円
問合せ先	098-893-4411（内線3673）担当：川満

4 一般事務職（管理係・追加給付事務）

募集人数	2名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関する事務のうち、最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務に関する事務です。 <p>各部署や関係機関とのデータのやりとり、照合、システムへの入力やデータ抽出、問い合わせ対応、郵便事務、その他庶務全般です。</p> <p>Word や Excel による事務作業が大半です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他所属長が必要と認める業務
勤務時間	週 35 時間（8時30分～17時までの間で1日7時間）
時給	1,231円～1,290円
問合せ先	098-893-4411（内線3673）担当：川満

5 一般事務職（医療介護係・週37.5時間）

募集人数	2名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助業務、窓口・電話対応業務、課内庶務、その他雑務 ・その他所属長が必要と認める業務
勤務時間	週 37.5 時間（8時30分～17時までの間で1日7.5時間）
時給	1,231円～1,290円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

6 一般事務職（医療介護係・週35時間）

募集人数	1名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護扶助業務、窓口・電話対応業務、課内庶務、その他雑務 ・その他所属長が必要と認める業務
勤務時間	週 35 時間（8時30分～17時までの間で1日7時間）
時給	1,231円～1,290円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

7 レセプト点検員

募集人数	3名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者に係る診療報酬明細書の資格審査、内容点検の実施に係る業務 ・ジェネリック医薬品の変更可能な者の抽出及び促進に係る業務 ・その他レセプトを活用した業務 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務有資格者 ・実務経験あり（医療機関、審査支払機関、または自治体等でのレセプト点検・作成事務等）
勤務時間	週 30 時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,521円～1,555円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

8 介護支援専門員（ケアマネージャー）

募集人数	1名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援計画点検等：生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る業務 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	介護支援専門員（ケアマネージャー）

勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,641円～1,686円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

9 健康管理支援員（保健師）

募集人数	2名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第55条の8の規定（被保護者健康管理支援事業）に基づく、被保護者に対する保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る業務（厚労省作成の「被保護者健康管理支援事業の手引き」に沿った業務） ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	保健師
勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,781円～1,811円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

10 健康管理支援員（看護師）

募集人数	2名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第55条の8の規定（被保護者健康管理支援事業）に基づく、被保護者に対する保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る業務（厚労省作成の「被保護者健康管理支援事業の手引き」に沿った業務） ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	看護師
勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,608円～1,659円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

11 健康管理支援員（医療事務）

募集人数	1名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトを活用して、他法他施策の該当性がある者、重複調剤の防止が徹底されていない者などを抽出して適切な支援を実施していく。また、他法他施策の継続的な活用を促すため、更新状況等に関する管理を行う。 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務有資格者 ・実務経験あり（医療機関、審査支払機関、または自治体等でのレセプト点検・作成事務等）
勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,521円～1,555円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

12 精神障害者等退院促進支援員

募集人数	1名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者等の退院促進：退院までの課題分析、患者・家族等との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する業務 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、精神保健福祉士、社会福祉士いずれかを有する者 ・社会福祉または精神保健福祉に関わる相談業務経験あり
勤務時間	週 30 時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,671円～1,709円
問合せ先	098-893-4411（内線3681）担当：仲本

13 就労支援員

募集人数	3名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づく生活保護受給者の就労支援業務（面接、窓口・電話応対、履歴書作成及び面接に関する指導、求人情報提供、ハローワーク等関係機関との連携および連絡調整に関すること、個別求人開拓、定着支援など）。 ・上記業務に付随する文書作成、記録整備など ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：就労に関する相談支援業務の経験1年以上 ・資格（望む）：社会福祉主事、キャリアコンサルタント ※条件を満たさない場合でも一定の相談業務経験などを考慮し、選考することがあります。
勤務時間	週 30 時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,416円～1,480円（資格あり 1,487円～1,531円）
問合せ先	098-893-4411（内線3642）担当：山川

14 年金調査支援員

募集人数	2名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づく要保護者、被保護者の年金加入状況調査及びその状況進行管理業務 ・年金及び年金生活者支援給付金の裁定請求に関する被保護者及び地区担当員に対する支援業務 ・その他所属長が必要と認める業務
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：年金関係の業務経験者 ※条件を満たさない場合でも一定の相談業務や社会保険経理事務経験などを考慮し選考することができます。
勤務時間	週 30 時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,416円～1,480円

問合せ先	098-893-4411（内線3611）担当：山城
------	---------------------------

15 扶養義務調査員

募集人数	1名
業務内容	・生活保護法に基づく要保護者、被保護者の扶養義務者の存否確認調査及び扶養義務者に対する扶養援助照会に関する業務。 ・その他所属長が必要と認める業務。
必要な資格	戸籍事務経験者優遇
勤務時間	週35時間（8時30分～17時までの間で1日7時間）
時給	1,416円～1,480円
問合せ先	098-893-4411（内線3611）担当：山城

16 収入・資産調査員

募集人数	1名
業務内容	・生活保護法に基づく要保護者、被保護者及びその扶養義務者の戸籍所得、資産調査業務。 ・その他所属長が必要と認める業務。
必要な資格	預貯金や証券、不動産等、資産に関する実務経験
勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,416円～1,480円
問合せ先	098-893-4411（内線3611）担当：照屋

17 適正保護推進員

募集人数	1名
業務内容	・生活保護の適正受給の実現に向けた調査及び警察、関係機関との連携。 ・その他所属長が必要と認める業務。
必要な資格	警察、検察での実務経験
勤務時間	週30時間（8時30分～17時までの間で1日6時間）
時給	1,597円～1,612円
問合せ先	098-893-4411（内線3611）担当：照屋

この募集要項の最終ページです。